

障がい児者施設設置法人代表者様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられた後の
障がい者施設等における集中的検査について(通知)

このことについては、令和5年3月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(別添)により、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された後も、重症化リスクが高い者が多く入所している障がい者施設等における従事者への集中的検査は当面継続するとの基本的な考え方が国から示されております。

つきましては、下記について御留意の上、昨年11月に一斉配布した国配布抗原定性検査キットを活用し、必要に応じて検査を実施いただきますようお願いいたします。

記

1 集中的検査について

- (1) 感染拡大地域等において幅広く検査を実施する必要がある場合、週2～3回程度実施してください。
- (2) 検査の実施件数について引き続き把握する必要があるため、国が一斉配布した検査キットを使用した際には、Web上の「福島県かんたん申請・報告システム」により報告をお願いします。

【URL】

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202200513>



厚労省分
報告フォーム

2 留意事項

- (1) 施設等において検査キットが不足する場合、まずは法人内の施設間で調整願います。それでも不足する場合は、希望に応じて県保管の在庫から追加配送しますので、上記1(2)の「福島県かんたん申請・報告システム」により申し込んでください。
- (2) 全ての検査キットを使い切った後は、各法人・施設等において自己調達するようお願いいたします。
- (3) 一斉配布した検査キットの有効期限が到来するまで各法人・施設等において適切に管理していただくとともに、有効期限が到来した場合は、各法人・施設等において適切に廃棄願います。

3 県が配付した抗原定性検査キットの実績報告について

昨年6月から9月にかけて三次にわたり募集を行い、希望する障がい者施設等に配付した抗原定性検査キットの使用実績について、以下のとおり報告願います。

(1) 回答内容

別添「抗原定性検査キット使用実績報告について」のとおり。

※令和5年3月31日時点の実績を報告してください。

(2) 回答方法

「福島県かんたん申請・報告システム」により報告をお願いします。

【URL】

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lam070009.task?app=202300201>

※1 (2) の国配布の検査キットに係る報告と混同しないよう御注意ください。



県分
報告フォーム

(3) 回答期限

令和5年5月22日(月)

(4) その他

本通知文等は、県障がい福祉課 HP にも掲載しております。

(URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/kensakit.html>)

(「福島県トップページ→組織でさがす→障がい福祉課→障がい福祉サービス事業所に対する抗原検査キットの配付について」からもアクセスできます。)